

雇用対策基本問題部会(第102回)	資料3-2
令和4年11月28日	

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について
(概要)

1. 改正の趣旨

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 23 条第 3 項において、労働者派遣法第 2 条第 4 号に規定する派遣元事業主（以下「派遣元事業主」という。）は労働者派遣法第 23 条の 2 に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない旨が規定されており、当該規定は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「高齡法」という。）第 38 条第 6 項の規定により、シルバー人材センターが派遣元事業主となる場合にも適用される。

- 労働者派遣法第 23 条第 3 項の規定に基づく報告（以下単に「報告」という。）を行う際の様式については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）第 17 条の 2 において定められているところ、高齡法第 38 条第 5 項の規定により労働者派遣事業を行うシルバー人材センターが報告を行う際の様式を職業安定局長が定める旨を規定するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和 46 年労働省令第 24 号。以下「高齡則」という。）の改正を行う。

2. 改正の概要

- ① 高齡則第 24 条の 9 第 5 項を改正し、労働者派遣事業を行うシルバー人材センターが、高齡法第 38 条第 6 項の規定によりみなして適用する労働者派遣法第 23 条第 3 項の規定に基づき、関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告する際の様式を職業安定局長が定める旨を規定する。
- ② その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

高齡法第 38 条第 7 項

4. 施行期日等

公布日：令和 4 年 12 月下旬（予定）

施行期日：公布日